

プロバイダ提供条件書

10ギガ タイプCプロバイダ			KCN
基本サービス（無料）	メール	最大提供メールアドレス数	1
		メールBOX容量	200MB（1GBへ変更可能）※1
		メールアドレス	kcn.jp
	セキュリティサービス	メールウィルスチェック	－
		迷惑メールフィルタ	－
		総合セキュリティソフト	－
	サポートサービス	リモートサポート	－
		訪問サポート	○※2
	IPv6		○※3
その他独自サービス		・メール転送サービス ・ホームページ（50MBまで）※4	
条 契 約	提供エリア（設置場所住所）		提携プロバイダの提供エリアに準ずる（市町村は、★の通り）
	契約名義		個人／法人
	年齢制限		－ ※5
プロバイダ開通案内（会員登録書）の送付先			光回線設置場所住所※6
プロバイダ窓口			KCNお客様センター 【受付時間】 9:00～17:30（年中無休） 【連絡先】 0120-333-990（無料） 【URL】 https://www.kcn.jp/

★：奈良県奈良市（旧月ヶ瀬村、旧都祁村は除く）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市（旧西吉野村、旧大塔村は除く）、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）、磯城郡（川西町、三宅町、田原本町）、高市郡（高取町、明日香村）、北葛城郡（上牧町、王寺町、広陵町、河合町）、大阪府四條畷市

※一部エリアを除きます。詳細な提供エリアは、上記プロバイダ窓口へお問い合わせください。

※1：容量を1GBへ変更する場合は、KCNへお申し込みが必要となります。

※2：「ドコモ光 10ギガ タイプC」を新たにお申込みされたお客様を対象として、訪問サポートが初回のみ無料となります。また、無料範囲を超えたサポートを実施した場合は近鉄ケーブルネットワークより料金を別途請求させていただきます。詳細は上記プロバイダ窓口へお問い合わせください。

※3：IPv6接続には、IPv6対応ルータ（IPv6パススルー機能付き、またAndroid端末でIPv6を利用する場合はDHCPv6-PD対応していること）が必要です（接続端末が1台のみの場合は、IPv6対応ルータは不要です。端末は、お客さまご自身でご用意いただく必要があります。）。また、ご利用にあたりお申込みが必要です。お客様のご利用環境により機器変更や工事が発生する場合があります。お申込み方法、提供条件等の詳細については、<https://www.kcn.jp/service/net/typec/ipv6.html> をご確認ください。

※4：ご利用になるには、別途お手続きが必要です。上記プロバイダ窓口へお問合せください。

※5：契約者が未成年の場合、親権者の同意が必要です。

※6：「ドコモ光」を新たにお申込みされたお客様には工事の際にお渡しします。

※ 本紙に記載の内容およびプロバイダ提供サービスの詳細は上記プロバイダ窓口へお問い合わせください。

プロバイダ提供条件書

プロバイダに関する説明事項

□「ドコモ光 10ギガ タイプC」お申込み時の注意事項

- ・ **現在お申込み中の全てのキャンペーン及び割引は適用外となります。**ただしKCNデジタルテレビとのセット割(一部コースを除く) および無線ルータレンタルサービス 永年無料キャンペーンは継続されます。
- ・ 近鉄ケーブルネットワークから「ドコモ光 10ギガ タイプC」への転用時には、既存サービスで設定されている解約金は発生しません。
「ドコモ光 10ギガ タイプC」への転用が月途中の場合、変更月の旧プラン料金については、「ドコモ光 10ギガ タイプC」切替日前日までの利用料金が発生します。(日割り)
- ・ 通信速度はベストエフォートです。お客さまのご利用環境、回線の混雑状況、ご利用時間帯によっては大幅に低下することがあります。
- ・ ネットワークの輻輳状態が継続される事を避けるため、輻輳制御を行う場合があります。
- ・ 本サービス用に使用する設備に対し、混雑の原因となる大量のトラフィックを発生させているお客様に対し、帯域を制御すること等により本サービスの速度を制限することがあります。
- ・ 本サービスの電気通信設備の保守または工事上やむを得ない場合等は、あらかじめお客様に通知（ホームページ掲載等）して本サービス利用を中断することがあります。（緊急の場合は通知せずに中断することがあります。）

□「ドコモ光 10ギガ タイプC」解約時（プロバイダ変更）の契約の扱いについて

- ・ プロバイダ契約は解約となります。

□その他の注意事項

- ・ 契約約款または規約に違反した場合は本サービスの利用を停止する場合があります。また、本サービスの利用を停止した行為が解消されない場合、本サービスを解約することがあり、その解約をドコモが確認した日をもって、「ドコモ光 10ギガ タイプC」の契約を解除します。その際、ドコモが別に定める解約手数料がかかります。
- ・ 本サービスは「ドコモ光 10ギガ タイプC」専用のサービスです。ドコモ光 タイプA 及びタイプB へのサービスは提供致しておりませんのでご注意ください。
- ・ 「ドコモ光 10ギガ タイプC」を解約した場合は本サービスも解約となります。

※ 本紙に記載の内容およびプロバイダ提供サービスの詳細は、プロバイダ窓口へお問い合わせください。

【基本説明事項】

- （1）電気通信事業者の名称：近鉄ケーブルネットワーク株式会社
- （2）媒介等業務受託者の名称：株式会社NTTドコモ
- （3）電気通信事業者の連絡先：0120-333-990 ※通話料無料 受付時間 午前9時～午後5時半（年中無休）
- （4）媒介等業務受託者の連絡先：
 - 一般電話からの場合：0120-800-000 ※通話料無料 受付時間午前9時～午後8時（年中無休）
 - ドコモの携帯電話からの場合：（局番なし）151 ※通話料無料 受付時間午前9時～午後8時（年中無休）
- （5）電気通信役務の内容
 - －名称：KCN ドコモ光向けインターネット接続サービス
 - －種類：固定インターネット接続サービス
 - －品質：通信速度最大10Gbpsのベストエフォート型のサービスです。記載の速度は、理論上の最大接続速度でありインターネットご利用時の通信速度を保証するものではありません。また、インターネットご利用時の速度は、お客さまのご利用環境や回線の混雑状況等により、低下する場合があります。
 - －提供を受けることができる場所：奈良県奈良市（旧月ヶ瀬村、旧都祁村は除く）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市（旧西吉野村、旧大塔村は除く）、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）、磯城郡（川西町、三宅町、田原本町）、高市郡（高取町、明日香村）、北葛城郡（上牧町、王寺町、広陵町、河合町）、大阪府四條畷市 ※一部エリアを除く
 - －その他の利用制限：利用者のうち、本サービスに使用する設備に対し、混雑の原因となる大量のトラフィックを発生させているお客さまに対し、帯域を制御すること等により本サービスの速度を制限することがあります。
- （6）通信料金：ドコモ光の契約に準じます。
- （7）その他の経費：ドコモ光の契約に準じます。
- （8）期間限定の割引の適用期間の条件：ドコモ光の契約に準じます。
- （9）契約解除・契約変更の連絡先及び方法：NTTドコモより手続きを行います。下記の連絡先にご連絡ください。
 - 一般電話からの場合：0120-800-000 ※通話料無料 受付時間午前9時～午後8時（年中無休）
 - ドコモの携帯電話からの場合：（局番なし）151 ※通話料無料 受付時間午前9時～午後8時（年中無休）
- （10）契約解除・契約変更の条件等：ドコモ光の契約に準じます。ドコモ光の契約解除に関する条件はNTTドコモへお問い合わせください。
- （11）初期契約解除に関する事項：
 - 本契約により提供される電気通信役務は、初期契約解除の対象です。詳細はプロバイダよりお送りする契約書面をご確認ください。